

その一

表

外封筒

何 選 挙
在 外 投 票
(外封筒)

登録されている
市町村名

都(何道府県)何郡(市)(区)
何町(村)

投票者氏名

署名

在外選挙人証
の交付番号

総務大臣印

(代理投票の仮投票における代理記載人氏名)

注 意 署名は、必ず自分で書いてください。
市町村名、投票者氏名及び在外選挙人証の交付番号は、在外選挙人証に記載されているとおりに記載してください。

裏

投票年月日 何 年 何 月 何 日

投票場所 何 の 場 所

在外公館の長の名称及びその氏名
在何日本国大使(在何日本国総領事) 氏 名

立会人の署名
(又は記名押印)

☐ 投票用紙等の返還あり

☐ 代理投票

表

内封筒

注 意 この封筒には、何も書かないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。
投票用紙は折らなくても入ります。

裏

備考

- この様式は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用封筒の様式である。
- 令第41条第1項から第3項までの規定を準用する令第65条の4第4項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
- 在外公館の長は、令第65条の4第3項又は第4項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の□にレをつけなければならない。
- 在外公館の長は、令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項(不在者投票の投票用紙の返還)又は令第65条の17第2項(郵便等による在外投票の投票用紙の返還)の規定により投票用紙等を返還した者については、令第65条の3第3項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の□にレをつけなければならない。
- 総務大臣の印は、刷り込み式とする。

その二

表

何 選 挙 在 外 投 票 (外封筒) 理 会 印 中央選挙 管	登録されている 市町村名	都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)
	投票者氏名	_____
	署名	_____
	在外選挙人証 の交付番号	_____

(代理投票の仮投票における代理記載人氏名)

注 意 署名は、必ず自分で書いてください。
市町村名、投票者氏名及び在外選挙人証の交付番号は、在外選挙人証に記載されているとおりに記載してください。

裏

投票年月日	何 年 何 月 何 日	☐ 投票用紙等の返還あり
投票場所	何 の 場 所	☐ 代理投票
在外公館の長の名称及びその氏名 在何日本国大使(在何日本国総領事)氏 名 立会人の署名 (又は記名押印) _____		

表

内封筒

(内封筒)	注 意	この封筒には、何も書かないでください。
		この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。
		投票用紙は折らなくても入ります。

裏

--

備考

- この様式は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用封筒の様式である。
- 令第41条第1項から第3項までの規定を準用する令第65条の4第4項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
- 在外公館の長は、令第65条の4第3項又は第4項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の□にレをつけなければならない。
- 在外公館の長は、令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項(不在者投票の投票用紙の返還)又は令第65条の17第2項(郵便等による在外投票の投票用紙の返還)の規定により投票用紙等を返還した者については、令第65条の3第3項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の□にレをつけなければならない。
- 中央選挙管理会の印は、刷り込み式にすることができる。